－今号の目次－

* こども家庭審議会（第３回）が開催される（こども家庭庁） 1

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **こども家庭審議会（第３回）が開催される（こども家庭庁）**

令和5年11月22日、「こども家庭審議会」（第3回）が開催されました。

「こども家庭審議会」は、内閣総理大臣またはこども家庭庁長官の諮問に応じて、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項」や「こどもの権利利益の擁護に関する重要事項」などについて審議するために、こども家庭庁設置法に基づき、設置されています。

第3回では、「こども家庭審議会」としての政府に対する下記の答申案について、審議が行われました。

|  |
| --- |
| * 今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて（答申）（案）
* 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」答申案
* 「こどもの居場所づくりに関する指針」（答申案）
 |

「こども大綱」については、9月25日に開催された「こども家庭審議会（第2回）」以降、こども・若者や子育て当事者から意見を聴く取り組みを行い、その内容が反映されるとともに、意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見を踏まえたものとなっています。

また、「こども大綱」における目標、指標について、「こども家庭審議会」での議論を踏まえて政府で検討するとされており、その検討状況が報告されています。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン（仮称）」（答申案）、「こどもの居場所づくりに関する指針」（答申案）についても、意見募集（パブリックコメント）で寄せられた意見を踏まえたものが審議されました。

こども家庭庁は、「こども大綱」等について年内に策定する方針としています。今回示された答申案は、「こども家庭審議会」において12月はじめに正式な答申としてまとめ、加藤鮎子こども政策担当大臣に提出することとしています。

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ ホーム＞会議等＞こども家庭審議会＞こども家庭審議会（第3回）

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/R9Kki5hg/